

# 災害復興住宅建設事業補助金交付要綱

昭和57年11月11日  
告示第740号

改正	昭和61年3月17日告示第252号	平成7年8月17日告示第618号
	平成18年11月20日告示第541号	平成19年12月17日告示第634号
	平成21年10月26日告示第510号	令和3年3月29日告示第186号
	令和3年10月28日告示第581号	

災害復興住宅建設事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和57年度の災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用する。

## 災害復興住宅建設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、災害復興住宅の復興を容易にするため、独立行政法人住宅金融支援機構又は金融機関から災害復興住宅資金の貸付けを受けた者が行う災害復興住宅の建設等及び補修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害復興住宅 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第5号に規定する災害復興建築物又は被災建築物のうち、県内において住家が全壊又は半壊する被害が発生した災害に係るものをいう。
- (2) 金融機関 県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。
- (3) 災害復興住宅資金 独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号の規定により貸し付けられた資金（以下「機構資金」という。）又は金融機関により貸し付けられた災害による被害を受けた者の住宅の復興のための資金（以下「民間資金」という。）をいう。
- (4) 建設等 建設及びこれに付随するたい積土砂の排除その他の宅地の整備並びに購入並びに建設又は購入に付随する土地又は借地権の取得をいう。
- (5) 補修等 補修並びにこれに付随する移転及びたい積土砂の排除その他の宅地の整備をいう。

(経費)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる者が行う災害復興住宅の建設等又は補修等に係る経費とする。

- (1) 機構資金の貸付けを受けた者
- (2) 知事が別に定める期日までに民間資金の貸付けを受けた者で、被災者であることの証明を被災地の市町村長から受けている者

(補助額)

第4 補助金の額は、借り入れた災害復興住宅資金の額（その額が、機構資金の融資限度額（特例加算に係る額を除く。）を超えるときは、当該限度額）を建設等にあつては20年、補修等にあつては10年の元利均等月賦方式により償還することとした場合の第1回目の償還日以後、建設等にあつては10年間、補修等にあつては5年間の各償還日における融資残高に災害復興住宅資金の年利率から1.25パーセントを控除した年利率（1.5パーセント未満の場合にあつては、1.5パーセント）又は3.0パーセントのいずれか低い年利率を災害復興住宅資金の償還開始時に

おける年利率から控除した年利率を乗じて得た額の合計額に相当する額以内とする。

(交付申請書の様式等)

第5 補助金等交付規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、災害復興住宅建設事業補助金交付申請書(様式第1号)及び災害復興住宅資金を借り入れたことを証する書類をいう。

2 前項に規定する申請書及び関係書類は、災害復興住宅資金の貸付けの業務を行った金融機関等を経由し、当該災害復興住宅資金の金銭消費貸借契約の締結した日以後の日であって別に定める日までに所轄建設事務所に提出するものとする。

(補助金の交付請求)

第6 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、災害復興住宅建設事業補助金交付請求書(様式第2号)を所轄建設事務所に提出するものとする。

前文(抄)(昭和61年3月17日告示第252号)

昭和60年度の補助金から適用する。

前文(抄)(平成7年8月17日告示第618号)

平成7年7月11日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用する。

前文(抄)(平成18年11月20日告示第541号)

平成18年7月1日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

附則(平成19年12月17日告示第634号)

(適用)

1 この告示による改正後の災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の規定は、平成19年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)附則第10条の規定による廃止前の住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)の規定による貸し付けを受けている者については、なお従前の例による。

前文(抄)(平成21年10月26日告示第510号)

平成21年6月15日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

前文(抄)(令和3年10月28日告示第581号)

令和3年8月13日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

(様式第1号)

(第5関係)

(様式第2号)

(第6関係)

(様式第1号)

災害復興住宅建設事業補助金交付申請書

年 月 日

建設事務所長 様

申請者 (郵便番号 - )

住 所

電話番号

氏 名

災害復興住宅建設事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 災 害 名

3 被災年月日 年 月 日

4 災害復興住宅実施状況

所在地						
種 別	建設・新築購入・中古購入・補修		構造	木造(一般・耐久性)・ 準耐火・耐火		
規 模	階 数	階	延べ面積	㎡		
着工年月日	年 月 日		完成年月日	年 月 日		
経 費	資 金 内 訳			支 出 内 訳		
	自 己 資 金		円	住宅建設・ 購入費	円	
	借 入	災害復興住宅資金	機構資金	円	住宅補修費	円
			民間資金	円	整地費	円
	金	そ の 他		円	土地取得費	円
				円	移 転 費	円
				円	そ の 他	円
	計		円	計	円	

- (添付書類) 1 災害復興住宅資金貸付証明書  
2 市町村長の発行するり災証明書  
3 知事が別に定める設計図書

(様式第2号)

災害復興住宅建設事業補助金交付請求書

年 月 日

建設事務所長 様

(郵便番号 - )

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

年 月 日付長野県 建設事務所達 第 号で交付決定及び額の  
確定のあった、災害復興住宅建設事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 請求金額 円

2 補助金振込先

金融機関名	
本（支）店名	
口座種別（○で囲む）	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	